

議案第 3 4 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

介護認定審査会委員	委員長	日額	20,000円	副市長
	副委員長	日額	20,000円	副市長
	委員	日額	18,000円	副市長
ケアプラン検討委員会委員	委員長	日額	20,000円	副市長
	委員	日額	16,000円	副市長

」を

「

介護認定審査会委員	委員長	日額	20,000円	副市長
	副委員長	日額	20,000円	副市長
	委員	日額	18,000円	副市長

」に

改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

旧				新				備考
別表第2（第2条，第4条，第5条関係）				別表第2（第2条，第4条，第5条関係）				
職名		支給区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)				
略		略	略	略		略		
介護認定審査会委員	委員長	日額	20,000円	副市長				
	副委員長	日額	20,000円	副市長				
	委員	日額	18,000円	副市長				
ケアプラン検討委員会 委員長	委員長	日額	20,000円	副市長				
委員	委員	日額	16,000円	副市長				
市民活動サポートバンク推進委員 会委員		日額	6,000円	副市長				
略		略	略	略		略		
略								
略								